

令和
8年度

燕市 育児短時間勤務給付金

2歳のお子さんがいる パパママ注目！

「つばめ子育て応援企業※」に勤務する従業員が2歳から3歳未満の子を養育するために育児短時間勤務を実施した場合、月数に応じて従業員に対して給付金を交付します。



給付額

月1万円

× 育児短時間勤務した月数

(注意) 予算に達し次第終了となります。

最大
12万円

詳しい要件などは裏面へ

給付金申請には「つばめ子育て応援企業」の
認定取得が必要です！

Point

※「つばめ子育て応援企業」認定制度

燕市では、従業員に対する子育て支援の取組を積極的に進めている企業を「つばめ子育て応援企業」「つばめ子育て応援企業プラス」として認定しています。



CHECK!!

子が2歳未満の方は…

2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務を実施した方は、国の「育児時短就業給付金」の対象となる場合があります。詳細はホームページをご覧ください。

育児時短就業給付金



燕市 地域振興課 協働推進係

電話 0256-77-8361

✉ chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市 育児短時間

検索

要件

- つばめ子育て応援企業またはつばめ子育て応援企業プラスに認定された燕市内の事業所で勤務する労働者である（燕市内に本社がある場合は、燕市民に限り、市外の事業所に勤務する労働者も対象）。
 - 就業規則等で育児短時間勤務制度を設けられている。
 - 2歳から3歳未満の子を養育するための育児短時間勤務である。
 - 育児短時間勤務した月の月額賃金が、育児短時間勤務を開始した直前の月の月額賃金より1万円以上減っている。
- （注意）育児短時間勤務を始める直前に育休・産休等を取得していた場合は、それらを取得する前の月と比較する。



より詳しく要件等について知りたい方は燕市ホームページをご覧ください。

申請の流れ

1. つばめ子育て応援企業（プラス企業含む）の認定を取得

新潟県Ni-ful認定を取得の上、燕市につばめ子育て応援企業認定の申請を行ってください。つばめ子育て応援企業認定が間に合わない場合、[交付申請書提出](#)までに認定取得済であれば申請が可能です。

2. 育児短時間勤務を実施

上記要件を満たす育児短時間勤務を実施。

Point

対象となる育児短時間勤務終了から1か月以内に申請
※子が2歳の内に短時間勤務を終了 又は 子が3歳の誕生日を迎える

3. 交付申請書（添付書類を含む）を提出

提出書類

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 育児短時間勤務に関する労働協約又は就業規則の写し
- 雇用保険被保険者証の写し等雇用保険の被保険者であることが確認できるもの
- 母子手帳の写し等育児短時間勤務に係る子との関係を証明できるもの
- 育児短時間勤務申出書の写し
- 出勤簿の写し等育児短時間勤務状況及び開始した直前の月の勤務状況が確認できるもの
- 賃金台帳の写し等育児短時間勤務した期間の月額賃金及び開始した直前の月の月額賃金が確認できるもの
- 暴力団排除に関する誓約書（燕市ホームページに掲載）
- 納税証明書（燕市外在住の場合）



4. 交付決定通知書を送付

申請から2週間程度お時間をいただきます。

5. 請求書を提出

本人様名義の口座に振り込みとなります。

6. 給付金を交付

請求日から1か月以内に交付します。

CHECK

〈給付金〉



〈認定制度〉

